



# 鳥取県公報

平成15年6月30日(月)

号外第92号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(57)(職員課).....	2
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(58)(＃).....	2
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を 改正する規則(59)(＃).....	28
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (60)(＃).....	29

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項(第6条関係)

(1) 次に掲げる課を新設することとした。

- ア 総務部教育・学術振興課
- イ 総務部行政経営推進課
- ウ 企画部地域自立戦略課
- エ 企画部文化観光局振興課
- オ 企画部文化観光局文化芸術課

(2) 電子県庁推進課を廃止することとした。

(3) 企画部文化観光局文化振興課を再編し、企画部文化観光局文化芸術課とすることとした。

2 附属機関に関する事項(第18条関係)

鳥取県私立学校審議会の庶務担当機関を教育・学術振興課(現行 総務課)とすることとした。

3 地方機関に関する事項

(1) 次に掲げる地方機関を新設することとした。

- ア 中部総合事務所及び西部総合事務所(第26条の3関係)
  - イ 福祉保健局(第36条の11、第36条の12関係)
  - ウ とっとり賀露かっこ館(新第153条、新第154条関係)
- (2) 次に掲げる地方機関を廃止することとした。
- ア 県民局(第29条、第30条関係)
  - イ 健康福祉センター(第36条の11、第36条の12関係)
  - ウ 倉吉地方農林振興局及び米子地方農林振興局(第106条、第107条関係)
  - エ 倉吉地方県土整備局及び米子地方県土整備局(第155条、第156条関係)

4 その他

内部組織、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この規則は、平成15年7月1日から施行することとした。ただし、3の(1)のウは、鳥取県立とっ

とり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行することとした。  
(2) 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則等について、組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

## 規 則

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第57号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第43号)の施行期日は、平成15年7月1日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第58号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後

改 正 前

目次

第1章～第3章 略

第4章 地方機関

第1節 略

第2節 総務部の所管に属する機関

第1款及び第2款 略

第2款の2 総合事務所（第26条の2・第26条の3）

第3款 略

第4款 削除

第5款～第8款 略

第3節 略

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉保健局（第36条の11・第36条の12）

第1款の2～第19款 略

第5節及び第6節 略

第7節 農林水産部の所管に属する機関

第1款～第17款 略

第18款 栽培漁業センター（第151条 - 第152条の2）

第19款 とっとり賀露かっこ館（第153条・第154条）

第8節～第10節 略

第5章 略

附則

（機関の分類）

第2条 略

2及び3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

（1）法第155条の規定に基づき条例で設置される地方事務所

（2）略

（3）略

（4）略

（局及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	総務課	総務係・文書係・法制室
	略	
	広報課	

目次

第1章～第3章 略

第4章 地方機関

第1節 略

第2節 総務部の所管に属する機関

第1款及び第2款 略

第2款の2 日野総合事務所（第26条の2・第26条の3）

第3款 略

第4款 県民局（第29条・第30条）

第5款～第8款 略

第3節 略

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 健康福祉センター（第36条の11・第36条の12）

第1款の2～第19款 略

第5節及び第6節 略

第7節 農林水産部の所管に属する機関

第1款～第17款 略

第18款 栽培漁業センター（第151条 - 第154条）

第8節～第10節 略

第5章 略

附則

（機関の分類）

第2条 略

2及び3 略

4 地方機関とは、次の各号に掲げる機関をいう。

（1）略

（2）略

（3）略

（局及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	総務課	総務係・文書係・私学振興係・法制室
	略	
	広報課	

	教育・学術振興課		
	略		
	職員課	福利厚生室	
	行政経営推進課		
	略		
	国際課	地域国際化係・国際交流第一係・国際交流第二係・旅券係	
	略		
企画部	企画振興課	総務係・企画員	
	地域自立戦略課	企画員	
	略		
	文化観光局	振興課	
		文化芸術課	
国内交流推進室			
	略		
略			
農林水産部	略		
	林政課	企画係・森林環境係・経営支援係・林業専門技術員室	
	森林保全課	保全係・林道係・造林保護係	
	略		
略			
県土整備部	管理課	総務係・工事契約係・用地係・建設業係・企画調整室・土木防災室	
	略		

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(10) 略

(11) 略

(12) 略

	略		
	職員課	福利厚生室	
	略		
	国際課	地域国際化係・国際交流第一係・国際交流第二係・旅券係	
	電子県庁推進課	総務係	
	略		
企画部	企画振興課	総務係・企画員・過疎・中山間地域振興室	
	略		
	文化観光局	文化振興課	文化芸術係・企画戦略室
		国内交流推進室	管理係
		略	
略			
農林水産部	略		
	林政課	管理係・企画係・森林環境係・経営支援係・林業専門技術員室	
	森林保全課	管理係・保全鳥獣係・林道係・造林保護係	
	略		
略			
県土整備部	管理課	総務係・用地係・建設業係・企画調整室・土木防災室	
	略		

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(10) 略

(11) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(12) 略

(13) 略

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 東京事務所、大阪事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること。
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- 県民室
- (1)~(6) 略

広報課 略  
 教育・学術振興課

- (1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (2) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。
- (3) 科学技術の振興に関すること。
- 管財課
- (1)~(7) 略
- (8) 総務部が所掌する建築工事の入札に関すること。

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- 職員課
- (1)及び(2) 略

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

行政経営推進課

- (1) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (2) 業務の改革及び改善に関すること。
- (3) 電子県庁の推進に関すること。
- (4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

財政課～国際課 略

- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 東京事務所、大阪事務所及び日野総合事務所の管理事務の総括に関すること。
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- 県民室
- (1)~(6) 略
- (7) 県民局に関すること。
- 広報課 略

管財課  
 (1)~(7) 略

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- 職員課
- (1)及び(2) 略
- (3) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (4) 行政運営の改善に関すること。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略

財政課～国際課 略

電子県庁推進課

- (1) 電子県庁の推進に関すること。
- (2) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

行政監察室～人権局同和対策課 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課

- (1) 略
- (2) 地方拠点都市地域、総合保養地域、低開発地域その他の特定の地域の振興及び水資源対策に関すること。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

地域自立戦略課

- (1) 地域の自立の推進に関すること。
- (2) 過疎・中山間地域の振興に関すること(過疎債・辺地債を含む。)

協働推進室～統計課 略  
文化観光局振興課

- (1) 文化観光行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 略
- (3) その他局内他課の所掌に属しないこと。

文化観光局文化芸術課

- (1) 文化芸術の推進に関すること。
- (2) 県民文化会館に関すること。
- (3) 童謡館に関すること。
- (4) 倉吉未来中心に関すること。

文化観光局国内交流推進室～文化観光局景観自然課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

- (1)～(18) 略
- (19) 福祉保健局、福祉事務所及び保健所に関すること。
- (20)～(22) 略

障害福祉課～健康対策課 略

行政監察室～人権局同和対策課 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課

- (1) 略
- (2) 地域の振興及び水資源対策に関すること。
- (3) 過疎・中山間地域の振興に関すること。(過疎債・辺地債を含む。)
- (4) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

協働推進室～統計課 略  
文化観光局文化振興課

- (1) 文化行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化行政の推進に関すること。
- (3) 略
- (4) 県民文化会館に関すること。
- (5) 童謡館に関すること。
- (6) 倉吉未来中心に関すること。

文化観光局国内交流推進室～文化観光局景観自然課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

- (1)～(18) 略
- (19) 健康福祉センター、福祉事務所及び保健所に関すること。
- (20)～(22) 略

障害福祉課～健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)~(15) 略

(16) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。

(17) 略

(18) 略

環境管理推進課~男女共同参画推進課 略

県民生活課

(1)~(9) 略

(10) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係業の関係者の身分及び業務に関すること。

(11)~(15) 略

食の安全推進課及び住宅環境課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課及び経済交流課 略

産業開発課

(1)~(7) 略

(8) 略

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課~林政課 略

森林保全課

(1)~(9) 略

(10) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

水産振興局水産課

(1)~(13) 略

(14) とっとり賀露かっこ館に関すること。

(15) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 県土整備部が所掌する土木工事の入札に関すること。

(9)~(15) 略

(16) 県土整備部が所掌する土木工事に係る契約に関すること。

(17) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)~(15) 略

(16) 略

(17) 略

環境管理推進課~男女共同参画推進課 略

県民生活課

(1)~(9) 略

(10) 理美容所、旅館、興業場等生活衛生関係業の関係者の身分及び業務に関すること。

(11)~(15) 略

食の安全推進課及び住宅環境課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課及び経済交流課 略

産業開発課

(1)~(7) 略

(8) 科学技術の振興に関すること。

(9) 略

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課~林政課 略

森林保全課

(1)~(9) 略

(10) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

水産振興局水産課

(1)~(13) 略

(14) 力二展示施設に関すること。

(15) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 総務部、福祉保健部及び県土整備部が所掌する土木建築工事の入札に関すること。

(9)~(15) 略

(16) 略

(18) 略

道路課～建築課 略

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(5) 略

(6) 防災監、防災危機管理課及び消防課の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

消防課 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育・学術振興課
略		
鳥取県保育士試験委員	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第4項の規定による保育士試験の合格者の決定その他保育士試験に関する事務	子ども家庭課
略		

第2款の2 総合事務所

(名称、位置及び所管区域)

第26条の2 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

(17) 略

道路課～建築課 略

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(5) 略

消防課 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務課
略		
鳥取県保育士試験委員	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第4項の規定による保育士試験の合格者の決定その他保育士試験に関する事務	子育て支援課
略		

第2款の2 日野総合事務所

(名称、位置及び所管区域)

第26条の2 鳥取県日野総合事務所設置条例(平成13年鳥取県条例第1号)第1条の規定により設置された日野総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。



名称	位置	所管区域
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野総合事務所	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局及び県税事務所を置き、局及び県税事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

中部総合事務所	県民局	企画総務課	総務係・会計係
		県民課	
		振興課	
	中部県税事務所	県税総務課	管理係
		収税課	徴収係・自動車税係
		課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
	福祉保健局	福祉企画課	総務係・企画係
		福祉保健課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・心と女性の相談室
		健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
	農林局	農林総務課	総務係
		農業振興課	生産流通係・経営支援係
		倉吉農業改良普及所	
		東伯農業改良普及所	
		地域整備課	
		大規模基盤整備室	開発調査係・事業推進係
		林業振興課	林政係・振興係・林道係
		県土整備局	建設総務課
		維持管理課	

名称	位置	所管区域
鳥取県日野総合事務所	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

県民局	総務課	総務係・会計係
	県民課	
福祉保健局	福祉総務課	総務係・福祉係
	保健衛生課	衛生係・指導係
農林局	農林総務課	総務係
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	日野農業改良普及所	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・振興係・林道係
県土整備局	建設総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路整備課	
	河川砂防課	

西部 総合 事務所		計画調査課	
		道路都市課	
		河川砂防課	
		建築住宅課	
	県民局	企画総務課	総務係・会計係
		県民課	
		振興課	
		商工労働課	
	西部県 税事務 所	県税総務課	管理係
		収税課	徴収係・自動車税係
		課税課	直税第一係・直税第二係 ・間税係
		日野支所	
	農林局	農林総務課	総務係
		農業振興課	生産流通係・経営支援係
		米子農業改良 普及所	
		西伯農業改良 普及所	
	地域整備課		
	林業振興課	林政係・振興係・林道係	
	中海干拓営農 センター		
県土整 備局	建設総務課	総務係・建設業係	
	維持管理課		
	計画調査課	米子空港整備推進室	
	道路都市課		
	河川砂防課		
	建築住宅課		
日野 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係・会計係
		県民課	
	福祉保 健局	福祉総務課	総務係・福祉係
		保健衛生課	衛生係・指導係
	農林局	農林総務課	総務係
		農業振興課	生産流通係・経営支援係
		日野農業改良 普及所	
		地域整備課	
		林業振興課	林政係・振興係・林道係
	県土整 備局	建設総務課	総務係・建設業係
	維持管理課		

	計画調査課	
	道路整備課	
	河川砂防課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1)及び(2) 略
  - (3) 旅券の発給に関すること(中部総合事務所に限る。)
  - (4) 略
- 県民局県民課
- (1) 略
  - (2) 日野郡民の行政参画の推進に関すること(日野総合事務所に限る。)
  - (3) 旅券の発給に関すること(日野総合事務所に限る。)
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 県税相談に関すること(日野総合事務所に限る。)
  - (8) 市町村との連絡調整に関すること(中部総合事務所を除く。)
  - (9) 国際交流の推進に関すること(日野総合事務所に限る。)
  - (10) 同和対策に関すること(日野総合事務所を除く。)
  - (11) 過疎・中山間地域の振興に関すること(中部総合事務所を除く。)
  - (12) 文化芸術の振興に関すること(中部総合事務所を除く。)
  - (13) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること(西部総合事務所を除く。)
  - (14) 観光の振興に関すること(日野総合事務所に限る。)
  - (15) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)(西部総合事務所を除く。)
  - (16) 建築確認申請の受付に関すること(日野総合事務所に限る。)

県民局振興課

- (1) 市町村との連絡調整に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (2) 国際交流の推進に関すること(日野総合事務所を除く。)
- (3) 旅券の発給に関すること(西部総合事務所に限る。)
- (4) 過疎・中山間地域の振興に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (5) 大山地域の振興に関すること(西部総合事務所

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課

- (1)及び(2) 略
  - (3) 旅券の発給に関すること。
  - (4) 略
- 県民局県民課
- (1) 略
  - (2) 日野郡民の行政参画の推進に関すること。
  - (3) 略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 県税相談に関すること。
  - (7) 市町村との連絡調整に関すること。
  - (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
  - (9) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
  - (10) 観光の振興に関すること。
  - (11) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)
  - (12) 建築確認申請の受付に関すること。

に限る。)

(6) 文化芸術の振興に関すること(中部総合事務所に限る。)

(7) 観光の振興に関すること(日野総合事務所を除く。)

県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(2) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

県税事務所県税総務課

県税事務所の庶務に関すること(県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

県税事務所収税課及び課税課

県税に係る連絡調整に関すること。

福祉保健局福祉企画課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 保健及び福祉関係職員の研修の企画調整に関すること。

(3) 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関すること。

(4) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(5) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

(6) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行政に関すること。

福祉保健局福祉保健課

(1) 介護保険に関すること。

(2) 老人保健福祉計画の推進に関すること。

(3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。

(4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。

(5) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。

福祉保健局健康支援課

地域保健医療計画の推進に関すること。

福祉保健局生活環境課

保健、医療及び福祉に関する連絡調整に関すること。

福祉保健局福祉総務課

(1)~(25) 略

(26) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

福祉保健局保健衛生課 略

農林局農林総務課及び農業振興課 略

農林局農業改良普及所 略

農林局地域整備課 略

福祉保健局福祉総務課

(1)~(25) 略

(26) 福祉保健局の庶務に関すること(県民局総務課の所掌に属するものを除く。)

福祉保健局保健衛生課 略

農林局農林総務課及び農業振興課 略

農林局日野農業改良普及所 略

農林局地域整備課 略

## 農林局林業振興課

- (1)~(3) 略  
 (4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。  
 (5)~(20) 略

## 農林局大規模基盤整備室

- (1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。  
 (2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。

## 農林局中海干拓営農センター

- 中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農の確立に関すること。

## 県土整備局建設総務課

- (1) 略  
 (2) 農林局及び県土整備局の所管する土木建築工事  
 の入札に関すること。  
 (3) 略  
 (4) 県土整備局の庶務に関すること(県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

## 県土整備局維持管理課

- (1)~(5) 略  
 (6) 景観形成の指導(広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。)に関すること。

## 県土整備局計画調査課

- (1) 略  
 (2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。  
 (3)及び(4) 略  
 (5) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること(西部総合事務所に限る。)  
 (6) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること(西部総合事務所に限る。)

## 県土整備局道路都市課及び道路整備課

- (1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下「道路工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)  
 (2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)  
 (3) 略  
 (4) 道路工事等の調査設計に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)  
 (5) 略  
 (6) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工

## 農林局林業振興課

- (1)~(3) 略  
 (4) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。  
 (5)~(20) 略

## 県土整備局建設総務課

- (1) 略  
 (2) 略  
 (3) 県土整備局の庶務に関すること(県民局総務課の所掌に属するものを除く。)

## 県土整備局維持管理課

- (1)~(5) 略  
 (6) 火薬類の譲渡等の許可に関すること。  
 (7) 景観形成の指導(広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更及び土石の採取に係るものに限る。)に関すること。

## 県土整備局計画調査課

- (1) 略  
 (2) 土木工事に関する土地等の取得及び地上物件等の計画及び調整に関すること。  
 (3)及び(4) 略

## 県土整備局道路整備課

- (1) 道路工事に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。  
 (2) 道路工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。  
 (3) 略  
 (4) 道路工事等の調査設計に関すること。  
 (5) 略

及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関すること(中部総合事務所に限る。)

(7) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること(中部総合事務所に限る。)

(8) 略

県土整備局河川砂防課

(1) 河川工事、港湾工事、海岸工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)

(2)及び(3) 略

(4) 河川工事等の調査設計に関すること(県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。)

(5) 略

(6) 不動産の登記に関すること。

(7) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(日野総合事務所を除く。)

(8) ダムの維持管理に関すること(西部総合事務所に限る。)

(9) 略

(10) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関すること。県土整備局建築住宅課

(1) 建築及び住宅行政に関すること(西部総合事務所県土整備局にあっては、日野総合事務所県土整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下この項において同じ。)

(2) 県営住宅の管理事務に関すること。

(3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。

(4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。

(5) 建築物の評価に関すること。

(6) 景観形成の指導(建築物等(広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物を除く。)の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るものに限る。)に関すること。

第4款 削除

(6) 略

県土整備局河川砂防課

(1) 河川工事及び砂防工事(以下「河川工事等」という。)に関する土地等の取得及び地上物件の移転等の計画及び調整に関すること。

(2)及び(3) 略

(4) 河川工事等の調査設計に関すること。

(5) 略

(6) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。

(7) 略

第4款 県民局

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県県民局設置条例(平成12年鳥取県条例第1号)第1条の規定により設置された県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部県民局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局	県民課・振興課
鳥取県西部県民局	県民課・観光国際課・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

- (1) 管内地方機関の総合調整に関すること。
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (3) 情報公開に係る事務に関すること。
- (4) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (5) 行政手続に係る事務に関すること。
- (6) 市町村との連絡調整に関すること(西部県民局に限る。)
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること(西部県民局に限る。)
- (8) 旅券の発給に関すること(中部県民局に限る。)
- (9) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること(中部県民局に限る。)
- (10) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)(中部県民局に限る。)
- (11) 庶務に関すること。

振興課

- (1) 市町村との連絡調整に関すること。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (4) その他中部地域の振興に関すること。

観光国際課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 大山地域の振興に関すること。
- (3) 国際交流の推進に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

商工労働課

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (2) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

第29条及び第30条 削除

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を

所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部県税事務所	県税総務課	管理係
	略	
鳥取県中部県税事務所	県税総務課	管理係
	略	
鳥取県西部県税事務所	県税総務課	管理係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県税総務課

(1)~(5) 略

収税課及び課税課 略

3 略

第1款 福祉保健局

(設置)

第36条の11 福祉保健局を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部福祉保健局	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県西部福祉保健局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 次の表の第1欄に掲げる福祉保健局ごとに、それぞれ同表の第2欄及び第3欄に掲げる支局及び課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部福祉保健局	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・福祉と保健の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
八頭支局	総務福祉課	総務係・保護係
	保健衛生課	衛生係・指導係

所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	略	
鳥取県中部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	略	
鳥取県西部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(5) 略

(6) 庶務に関すること。

収税課及び課税課 略

3 略

第1款 健康福祉センター

(設置)

第36条の11 健康福祉センターを次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部健康福祉センター	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部健康福祉センター	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部健康福祉センター	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 健康福祉センターに総務企画室を置き、同室に総務係を置く。



鳥取県西部 福祉保健局	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

2 次の表の第1欄に掲げる健康福祉センターごとに、それぞれ第2欄に掲げる部を置き、部の事務を分掌させるため、それぞれ第3欄に掲げる課及び第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県東 部健康福 祉センタ ー	福祉部	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
	保健環境部	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
	八頭地域保 健福祉部	総務福祉課	総務係・保護係
保健衛生課		衛生係・指導係	
鳥取県中 部健康福 祉センタ ー	福祉部	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
	保健環境部	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県西 部健康福 祉センタ ー	福祉部	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
	保健環境部	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係・心と女性の相談室
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

3 各課及び八頭支局の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) その他他課の所掌に属しない事項に関する事。

(6) 庶務に関する事(八頭支局の所掌に属するものを除く。)

福祉保健課

(1) 介護保険に関する事。

(2) 老人保健福祉計画の推進に関する事。

(3) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に係る事(西部福祉保健局に限る。)

(4) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関する事(西部福祉保健局に限る。)

(5) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関する事。

健康支援課

地域保健医療計画の推進に関する事。

生活環境課 略

福祉部及び保健環境部

保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事。

八頭支局

(1) 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事。

(2) 庶務に関する事。

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所及びその分室ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係・母子高齢者係・福祉と保健の相談室
鳥取県東部福祉事務所 郡家分室	総務福祉課	総務係・保護係

3 総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

(1) 略

(2) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関する事。

(3) 略

(4) 保健及び福祉に関する情報の収集及び提供に関する事。

(5) 地域保健医療計画及び老人保健福祉計画の推進に関する事。

(6) 略

(7) 略

(8) 介護保険に関する事。

(9) その他部の所掌に属しない事項に関する事。

(10) 庶務に関する事。

福祉部、保健環境部及び八頭地域保健福祉部

保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事。

(内部組織及び所掌事務)

第38条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所及びその分室ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
	総務福祉課	総務係・保護係
鳥取県東部福祉事務所 郡家分室	総務福祉課	総務係・保護係

鳥取県中部福祉事務所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係 ・母子高齢者係・心と女性の相談室
鳥取県西部福祉事務所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係 ・母子高齢者係・心と女性の相談室
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係・福祉係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

- (1) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (2) 災害救助に関すること。
- (3) 同和事業に関すること(東部福祉事務所に限る。)
- (4) 民生委員・児童委員に関すること。
- (5) 福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

福祉保健課

- (1) 略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

福祉総務課及び総務福祉課 略

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ回表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ回表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県中部福祉事務所	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
鳥取県西部福祉事務所	福祉課	地域福祉係・障害福祉係・母子福祉係・保護係
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係・福祉係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉課

- (1) 略
- (2) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (3) 災害救助に関すること。
- (4) 同和事業に関すること。
- (5) 民生委員に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

福祉総務課及び総務福祉課 略

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係 ・母子高齢者係・福祉と保健の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	総務福祉課	総務係・保護係
	保健衛生課	衛生係・指導係
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係 ・母子高齢者係・心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県米子保健所	福祉企画課	総務係・企画係
	福祉保健課	障害福祉係・保護係 ・母子高齢者係・心と女性の相談室
	健康支援課	医薬係・予防係・健康増進係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県日野保健所	福祉総務課	総務係・保護係
	保健衛生課	衛生係・指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、鳥取県鳥取保健所の福祉企画課、福祉保健課、健康支援課及び生活環境課の所掌事務は、鳥取県鳥取保健所郡家支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、鳥取県鳥取保健所郡家支所の総務福祉課及び保健衛生課の所掌事務は、鳥取県鳥取保健所郡家支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

福祉企画課

保健に関する情報の収集及び提供に関すること。

福祉保健課

(1) 母体保護及び母子衛生に関すること。

(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

健康支援課

(1)～(7) 略

鳥取県鳥取保健所	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	総務福祉課	総務係
	保健衛生課	衛生係・指導係
鳥取県倉吉保健所	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県米子保健所	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
鳥取県日野保健所	福祉総務課	総務係
	保健衛生課	衛生係・指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課

(1)～(7) 略

- ( 8 ) 略
- ( 9 ) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

生活環境課

- ( 1 )~( 3 ) 略
- ( 4 ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- ( 5 )~(15) 略
- (16) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

総務福祉課及び福祉総務課 略

保健衛生課

- ( 1 )~(12) 略
- (13) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (14)~(24) 略
- (25) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略

( 所掌事務 )

第83条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- ( 1 )~( 3 ) 略

- ( 4 ) 略

( 名称、位置及び管轄区域 )

第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡家町	八頭郡

- ( 8 ) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- ( 9 ) 母体保護及び母子衛生に関すること。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に係ること（米子保健所に限る。）
- (17) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること（米子保健所に限る。）

生活環境課

- ( 1 )~( 3 ) 略
- ( 4 ) 環境衛生関係営業の適正化に関する法律の施行に関すること。
- ( 5 )~(15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

総務福祉課及び福祉総務課 略

保健衛生課

- ( 1 )~(12) 略
- (13) 環境衛生関係営業の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (14)~(24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略

( 所掌事務 )

第83条 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- ( 1 )~( 3 ) 略

- ( 4 ) 消費生活協同組合に関すること。

- ( 5 ) 略

( 名称、位置及び管轄区域 )

第106条 鳥取県地方農林振興局設置及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年5月鳥取県条例第19号）第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡家町	八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	林業振興課	林政係・振興係・林道係

2 農業改良普及所(鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項において同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		

鳥取県倉吉地方農林振興局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	林業振興課	林政係・振興係・林道係
鳥取県倉吉地方農林振興局	総務課	総務係・会計係
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	倉吉農業改良普及所	
	東伯農業改良普及所	
	地域整備課	
	大規模基盤整備室	開発調査係・事業推進係
	林業振興課	林政係・振興係・林道係
鳥取県米子地方農林振興局	総務課	総務係・会計係
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	米子農業改良普及所	
	西伯農業改良普及所	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・振興係・林道係
	中海干拓営農センター	

2 農業改良普及所(日野農業改良普及所を除く。次項において同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		

八頭農業改良普及所	八頭郡 郡家町	八頭郡
-----------	------------	-----

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～地域整備課 略

林業振興課

(1)～(3) 略

(4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

(5)～(20) 略

第108条 削除

(所掌事務)

第122条 畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 飼料の分析に関すること。

(7) 略

(8)～(10) 略

(内部組織)

第123条 畜産試験場に企画総務課、生物工学研究室、育種改良研究室、飼養技術研究室及び酪農・飼料研究室を置く。

八頭農業改良普及所	八頭郡 郡家町	八頭郡
-----------	------------	-----

倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町及び北条町
東伯農業改良普及所	東伯郡 東伯町	大栄町、東伯町及び赤碓町
米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村
西伯農業改良普及所	西伯郡 大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～地域整備課 略

林業振興課

(1)～(3) 略

(4) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

(5)～(20) 略

大規模基盤整備室

(1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。

(2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。

中海干拓営農センター

中海干拓地における営農技術の向上と畑作営農の確立に関すること。

(他の機関に対する指揮統括権)

第108条 地方農林振興局長は、地域農林業振興計画の樹立及び実施のため、関係の病害虫防除所及び家畜保健衛生所を指導統括する。

(所掌事務)

第122条 畜産試験場は、次の各号に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 厩肥<sup>きぼう</sup>の利用に関すること。

(8)～(10) 略

(内部組織)

第123条 畜産試験場に総務課、肉牛科、繁殖科、酪農草地科、種畜科及び検定科を置く。

(所掌事務)

第125条 中小家畜試験場は、次に掲げる中家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)~(3) 略
- (4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。
- (5) 畜産に係る環境の改善に関すること。

- (6) 略
- (7) 略

(内部組織)

第126条 中小家畜試験場に企画総務課、養豚研究室及び環境・養鶏研究室を置く。

第19款 とっとり賀露かっこ館

(名称及び位置)

第153条 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第41号)第2条の規定により設置されたとっとり賀露かっこ館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり賀露かっこ館	鳥取市

(所掌事務)

第154条 とっとり賀露かっこ館は、鳥取県を代表する水産資源であるかにかを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにかを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するための事務を所掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡 郡家町	八頭郡

(所掌事務)

第125条 中小家畜試験場は、次の各号に掲げる中家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1)~(3) 略
- (4) 家畜の人工授精に関すること。
- (5) 自給飼料に関すること。
- (6) 飼料の分析及び鑑定に関すること。
- (7) 畜産物の加工利用に関すること。

- (8) 略
- (9) 略

(内部組織)

第126条 中小家畜試験場に総務課、養豚科、繁殖科、養鶏科及び飼料科を置く。

第153条及び第154条 削除

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
略		
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡 郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方県土整備局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡



(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略	
鳥取県八頭地方県土整備局	略
	河川砂防課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1)~(5) 略

(6) 略

計画調査課

(1)~(4) 略

鳥取県米子地方県土整備局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
--------------	-----	--------------

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県八頭地方県土整備局	略	
	河川砂防課	
鳥取県倉吉地方県土整備局	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
	建築住宅課	
鳥取県米子地方県土整備局	総務課	総務係・建設業係
	維持管理課	
	計画調査課	米子空港整備推進室
	道路都市課	
	河川砂防課	
	建築住宅課	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1)~(5) 略

(6) 火薬類の譲渡等の許可に関すること(鳥取地方県土整備局を除く。)

(7) 略

計画調査課

(1)~(4) 略

(5) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること(米子地方県土整備局に限る。)

<p>道路都市課及び道路整備課 (1)~(5) 略</p> <p>(6) 略 河川砂防課 (1)~(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>鳥取環状道路建設推進室 略 建築住宅課 (1) 建築及び住宅行政に関すること(鳥取地方県土整備局にあっては、八頭地方県土整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。) (2)~(6) 略</p>	<p>(6) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること(米子地方県土整備局に限る。) 道路都市課及び道路整備課 (1)~(5) 略 (6) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関すること(倉吉地方県土整備局に限る。) (7) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること(倉吉地方県土整備局に限る。) (8) 略 河川砂防課 (1)~(6) 略 (7) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること(鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局を除く。) (8) ダムの維持管理に関すること(倉吉地方県土整備局を除く。) (9) 略 (10) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関すること(鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局を除く。) 鳥取環状道路建設推進室 略 建築住宅課 (1) 建築及び住宅行政に関すること(鳥取地方県土整備局にあっては八頭地方県土整備局の管轄区域内、米子地方県土整備局にあっては日野総合事務所県土整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。) (2)~(6) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第12条水産振興局水産課の項第14号中「カニ展示室」を「とっとり賀露かっこ館」に改める改正、第152条及び第153条を削る改正並びに第152条の2の次に款名及び2条を加える改正は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第41号)の施行の日から施行する。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項	改正前	改正後
鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)	第7条第3項	鳥取県中部県民局、鳥取県西部県民局	鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等	第6条	所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長	所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長

に関する規則（平成14年鳥取県規則第86号）			
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年鳥取県規則第87号）	第6条	所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長	所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長
鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）	第14条	所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長	所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）	第18条	所轄地方県土整備局長	所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長
		米子地方県土整備局長	西部総合事務所県土整備局長
宅地建物取引業法施行細則（昭和40年鳥取県規則第34号）	第5条	地方県土整備局長	地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長
		米子地方県土整備局長	西部総合事務所県土整備局長
鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）	第7条	日野総合事務所農林局長	総合事務所の農林局長
林業種苗法施行細則（昭和46年鳥取県規則第14号）	第10条	日野総合事務所農林局長	所轄総合事務所の農林局長
鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）	第8条	日野総合事務所農林局	総合事務所の農林局
民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則（平成13年鳥取県規則第5号）	第23条	日野総合事務所農林局長	総合事務所の農林局長
		日野総合事務所農林局	総合事務所の農林局
鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）	第24条	地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長	保健所長
国有財産使用及産物採取規則（大正15年鳥取県令第2号）	第16条	所轄地方県土整備局	所轄地方県土整備局又八所轄総合事務所ノ県土整備局
鳥取県道路占用規則（昭和52年鳥取県規則第44号）	第11条第2項	日野総合事務所県土整備局長	所轄総合事務所の県土整備局長
鳥取県海岸法施行細則（昭和35年鳥取県規則第24号）	第12条	所轄地方県土整備局長	所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長
河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）	第2条	日野総合事務所	所轄総合事務所の県土整備局
	第5条	日野総合事務所県土整備局長	所轄総合事務所の県土整備局長
鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則（平成14年鳥取県規則第5号）	第2条第3号	日野総合事務所県土整備局	各総合事務所の県土整備局
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年鳥取県規則第3号）	第8条	日野総合事務所県土整備局長	所轄総合事務所の県土整備局長
鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）	第20条	日野総合事務所県土整備局長	所轄総合事務所の県土整備局長

都市計画法施行細則（昭和60年鳥取県規則第1号）	第24条	所轄地方県土整備局長	所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長
鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）	第11条第2項	地方県土整備局長	地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長
港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第10条	所轄地方県土整備局長	所轄総合事務所の県土整備局長
鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）	別表第2	倉吉地方県土整備局	中部総合事務所県土整備局
		米子地方県土整備局	西部総合事務所県土整備局
建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）	第1条	地方県土整備局長	地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長
		米子地方県土整備局長	西部総合事務所県土整備局長
	第1条の2、第2条第1項及び第2項、第2条の2第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項から第4項まで、第8条並びに第8条の2	地方県土整備局長	地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第59号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア 理事監</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p>

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第60号**

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、<u>理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）</u>、院長、副院長、部長、次長、室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）院長、副院長、部長、次長、室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p>

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

